

令和7年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第2回会議録

内容承認	承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第2回）		
日時	令和7年8月6日（水）午後3時～5時30分		
場所	岸和田市役所 新館4階 第1委員会室		
出席委員	石元委員（会長）、中川委員（副会長）、泉田委員、三森委員、宮前委員 清遠委員、柿本委員、葛迫委員、谷委員、内田委員、阪本委員、三宅委員 (以上 12名出席)		
事務局	生嶋市民健康部長、今橋人権・男女共同参画課長、 達人権推進担当長、花岡担当員、岡本担当員		
関係者	松本人権教育課長		
傍聴人数	0人		
案件	岸和田市人権施策推進プラン中間見直しに関する市民意識調査 調査票案検討		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・岸和田市人権施策推進プラン【冊子】</li> <li>・(資料1) 調査票(案)</li> <li>・(資料2) 懸案事項一覧表</li> <li>・(資料3) 岸和田市調査票説明資料</li> <li>・(参考) 令和2年度調査票</li> </ul>		

〈議題等〉

1. 委員委嘱
2. 委員の紹介
3. 議題

### 【案件】

(1) 岸和田市人権施策推進プラン中間見直しに関する市民意識調査 調査票案検討

### 【会長】

それではただいまより第2回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。本日は市民意識調査の調査票案についてご審議いただきます。資料1、市民意識調査の調査票案について、事務局から説明よろしくお願ひいたします。その後、資料2の懸案事項について審議いたします。

### 【事務局】

岸和田市人権施策推進プラン中間見直しに至る背景、市民意識調査についての方針、前回調査からの変更点を説明。続いて資料2懸案事項について、1~3の事務局分を後に回し、項番4から紹介。

#### 項番4について説明

今回調査票が前回調査票よりもボリュームが増しているため回答率の低下を懸念しているとご意見を頂戴しております。令和2年度の調査票は、皆様にお配りしておりますように全体で13ページとなります。さらに用語集を1ページつけ全体としては14ページとなります。それに対して、今回の調査票につきましては用語集を含め18ページということで、ボリュームが4ページ増加しています。

実際に事務局で調査票を回答してみたところ、前回調査票の平均時間が15分から20分、今回の調査票案につきましても、同じく15分から20分という結果でした。ページ数としては増加していますが、設問が回答しやすいため、ほぼ同じ時間で回答できることを確認しております。事務局のとしては、18ページ前後ぐらいのボリュームであれば、調査ご協力いただく市民の皆様へのご負担は、それほど大きく増加するものではないと考えておりますが、委員の皆様からのご意見などを頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【会長】

資料2については1つずつ審議するということでおよろしいですか。

【事務局】

はい。

【会長】

負担感が大きいと回収率が下がるというご懸念ですが、今回ページ数が多い原因としては、空白が多いというレイアウトの問題があります。並べかえたりすると、2ページ程度は減ると思います。

それから、項番6のご意見について、問の1・3・9が4件法、要するに選択肢が4つなので、「どちらとも言えない」が無いために回答し辛いというご意見があります。確かに第4件法と5件法を比べると、5件法のほうが答え易いものになります。4件法の場合はどちらにするかを少し考え込んでしまうことがあります。時間がとられることが懸念されるため、今回5件法を増やしました。

しかし、すべて5件法にすると前回調査との比較が一切できなくなるため、問の1・3・9については、前回調査との比較のため4件法を残しました。

次回、5年後に調査する際は、この問1・3・9についても5件法にし、全問5件法にしていきたいと考えております。実際の負担感はそれほどないので、回収率が大きく低下してしまうようなことはないと考えます。

【委員】

ボリュームを考える前に、全体の構成がどのような思いなのかを示すものが必要だと思います。問1は何を聞きたいから、このような問い合わせがあるという全体像が見えないです。追加された質問についての説明が一部であったため、申し訳ないが、判断ができかねます。私自身、今までアンケート調査を作ったことがあります。アンケートを作成する時は、この項目はこのようなことを聞きたいからこの設問を作るという全体像がないといけないと思います。全体像がないと削るのも削りにくいです。ページ数の問題ではないと思うので、そのあたりがわかりにくいで。項番

5の意見と同様ですが大きい目的ではなく、設問ごとの目的が必要なのではないかと思います。ボリュームを、ページ数だけで議論するのはいかがなものかと思います。

#### 【委員】

さきの質問に関連すると思うので質問いたします。ボリュームについては私から質問しましたが、5件法にすると答えやすいであるとか、レイアウトによってもう少しページ数を減らせるということは理解しました。しかし、先ほど他の委員の方からご意見ありましたように意図を知りたいです。おそらく令和2年度の調査票と令和7年度の調査票を比べると、令和7年度の方が、ネガティブな聞き方をしていると思います。例えば令和2年度の調査票から削除されているもの、例えば「外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」という項目です。令和7年度の調査票にはないです。令和7年度の調査票では、格差があっても仕方がないとか、外国人への対応が疎かになってもやむを得ない等のどちらかというとネガティブなことを聞いていて、それは他の課題でも同様の聞き方をしていると思います。こんないいことはするべきだ、伸ばすべきだというような質問は大体削除されていて、偏見とか、ネガティブな意識のところがより、あぶり出される聞き方になっていると思いますが、設問の仕方や残し方も含めてここで何を聞きたいのか、ご説明をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

#### 【会長】

私から説明いたします。おっしゃるように、全体の印象で言うとネガティブな意見が多く上がっていることは事実です。ポジティブな意見の場合は、「その通りだ、そう思う」と回答する人すごく多くなるからです。ここで把握したいのは、例えば弱者に問題があるという見方や、少数者の意見は社会に反映されなくてもやむを得ないという意見を、「そう思う」と同調される市民がどの程度いるのか、そのような回答がどの年齢層に多いのかをあぶりだす狙いがあります。それによって、人権啓発・人権教育の課題を明確にしたいと考えています。ポジティブな意見を並べると、

8割方「そう思う」を選択する傾向にあり、自己責任論に依拠した回答傾向がどの年齢層に多くあるか、といった問題点を拾いにくくなるからです。これは私が他市で人権意識調査を行うなかで学んだことです。一見厳しいような言い方だとか、非常に問題があるような意見を並べているように見えますが、そのほうが問題点を明確にしやすいという効果があるのでないかなと思っていますので、このような形式にしています。

また、委員がご指摘されました、調査の全体の目的や何のためにこの調査をするかについては当然表紙がつきます。この調査はどういう目的ですか、何のためにこの調査をするのか、加えて協力依頼を表紙に記載します。各設問でその設問ごとに、それぞれどのようなねらいで質問するかを説明したほうが良いという意見でしょうか。

#### 【委員】

アンケートをしていただく方に示すというわけではなく、審議会のメンバーがなぜこの項目を調査するのかを判断するために必要だと思います。それぞれ、前回と比べて追加したもの、削除したものをまとめたものが必要であり、今回はこのような項目を、このような意図で調べたいので追加しましたという内容を知りたいです。先ほど事務局の説明に加えて大きい問い合わせだけで構わないので、それを示す必要性はあるのではないかと思います。また、通常であれば、前回との比較表が必要ではないかと思います。これは次回の要望としておきます。例えば、前回では法律条例を聞いていませんが、なぜこの質問を付け加えたのかという意図を知った上で調査票を見るべきではないかと思います。

#### 【会長】

事務局からの説明は一部であり、説明を抜かした部分について事務局からどのようなねらいで、この設問を設けたのか、または削除したのかという説明がないということですが、今ここですべて説明するということでしょうか。

**【委員】**

今この場でそのようなことをしていると、時間がないと考えますので、次回には、なぜこの項目を質問しようとしているのか意図を知りたいです。なぜこの質問を追加した、削除したのか、この質問項目は前回でも十分聞き取りができた、十分もう役目を果たした問題なので削除しましたということなのか、そのあたりを示すべきではないかと思います。

**【会長】**

わかりました。事務局のほうで示しておくべきことが抜けていたということになりますので、5年後そのようなことがないようにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは資料の2に戻ります。項目6については、先ほども申し上げた通り前回比較するために一部4件法を残したものです。こちらでよろしいでしょうか。

**【委員】**

「どちらとも言えない」があったほうが答えやすいなという印象でした。自分でやってみて回答にすごく悩んだのが問1・3・9でした。しかし、先ほどご説明いただいたので理解いたしました。

**【会長】**

ちょうどこの4件法の話になりましたので、資料の3をご覧いただけますでしょうか。追加でご説明いたします。「どちらともいえない」を入れることの意義」と書いてあるものです。

A、B、C、D、E、FはAから「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」、「不明・無回答」となっています。これは他市で実施した調査です。例えば表1は「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくても、どちらでもよい」とありますが、「どちらともいえない」を選択する割合は割と少ないことがわかります。答えをはっきりと出しやすいこともあって「どちらともいえない」が少なくなる例です。

次に表2「子どもが3歳くらいまでは、母親が育児に専念すべきだ」という、いわゆる3歳児神話についての問い合わせですが、これは「どちらともいえない」が増えていきます。これに関しては、3歳児神話は根拠がないことだと考えている方も少なくないのですが、一方でやはり母親が育児に専念すべきだと考えている方もいるととらえることができます。かつ、3歳児神話に関する情報を十分に持っていない方もおられるので「どちらともいえない」が多くなります。判断する情報が少ない場合には「どちらともいえない」が多くなる傾向が見られます。

表3の「同和地区住民は、生活上のさまざまな面で優遇されている」という問い合わせについては、淡路市の場合は「どちらともいえないが」5割程度占めています。2002年に同和対策事業は終了しているのですが、その事実をよく理解していない方が多いので、どちらともいえないと判断を保留する回答が多くなっています。このように、「どちらともいえない」という選択肢を入れることによって、「どちらともいえない」の回答が多い場合、市民に対して情報提供をする必要があるという啓発の課題が見えてくると考えています。

表4、「国際的にみて、日本が難民の受け入れに消極的であること」、これは「問題だと思う」、「問題ではない」という選択肢ですが、「どちらともいえない」が多い結果となっています。難民の受け入れについて国際比較した場合はどうなのかという情報を持っておられない方が多いために、判断を保留する「どちらともいえない」が増えているのです。

このように、「どちらともいえない」という選択肢を設けることによって、この回答が多い場合は「どちらともいえない」と答えた方に様々な情報提供を行うことで、より人権意識が高い回答に移ってもらうという課題が見えてくると思います。以上の理由から5件法に変えていくことが望ましいと考えていますが、今回すべての質問を5件法に変更すると前回との比較ができなくなるため、一部5件法にしました。

それでは項番7に移ります。事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは資料2の項番7を説明いたしますが、その前に先ほど委員から指摘いた

だいたいご意見につきまして事務局からお伝えしたいことがございます。今回、委員の皆様への情報提供として、変更点等が見やすい一覧表を準備できておりませんでした。次回審議会の際は変更点や理由について皆様に見ていただきやすい資料を作成いたします。

それでは資料 2 の項番 7 につきまして説明いたします。

#### 項番 7 について説明

##### 【委員】

慣習や文化などについて、この質問は令和 2 年度の調査票にもありましたか、この調査で何がわかったのでしょうか。この質問はとてもプライベートな考え方について聞いておられ、自分の考えていることを岸和田市に探られているように感じます。みんなそれぞれ様々な考えがあるので、どのような回答でもよいのではないかと思います。

次に、この設問を設けたことで、何を知ることができたのかという事です。令和 2 年度でも調査され、今回も設問としてありますか、この調査をしてどのようなことがわかるのでしょうか。

##### 【会長】

前回調査で言いますと、例えば「葬儀の際、清め塩は必要だ」という意見につきまして、「そう思う」と回答したのが一番多かったのは若年層がありました。他市でも同様で清め塩や、占い、あの世や来世についての設問は若年層が高い傾向にあります。

N H K 放送文化研究所が 5 年ごとに日本人の意識調査を実施していますが、10 年ほど前からこのような設問に対して若年層の回答が高い傾向にあり、最新の調査では、それが突出して高い結果となっています。学生と話していると、自分の力が及ばないものを信じる学生が増えてきていると感じます。要するに自分の力で社会を変えたり、周りのしきたりを変えていくのではなく、長く続いてきたものに巣かれるような傾向が若い人に強く見みられると考えられます。つまり、人権問題の関わりで言うと、部落差別問題などについても、批判的に見ずにそれを肯定する

となりかねない、そのような考え方を肯定する恐れもあると考えられます。

資料 2 項番 4 「結婚相手を決める時は、本人本位でなく、やはり家のことを考えて決めたほうがよい」についても、肯定する回答が若年層で高い傾向にあります。以前は、こうした考え方は年配の人たちのもので、若い人ほどそのような意識は薄れていくと言われていたのですが、そうはなっていないという結果がはっきりと出ました。今回もやはり人権教育の課題に繋がっていくと考えます。

今回、なぜ前回調査の 5 番「皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない」という設問を削除したかというと、前回「そう思う」と回答した割合が大変多かったからです。よって、今回は削除し、N H K 調査や兵庫県の川西市での調査でも問われていたあの世、来世という設問について、岸和田でも質問したいと思い差し替えました。

【委員】

あの世、来生と人権の接点はどのようなものでしょうか。大変宗教的だと思いました。

【会長】

先ほども申し上げましたが、自分の力が及ばないものを信じたり、従ったりする傾向が若年層に強くみられることは人権教育の課題だと思っています。

【委員】

先ほどから会長は若年層との関係性をおっしゃっていますが、この項目について、いわゆる慣習やしきたりを重んじるような人が、同和問題・部落差別についてどのような意識があるのかという集計も行うという認識でよろしいでしょうか。

【会長】

当然クロス集計は行うつもりです。このような伝統や慣習重んじる人は、例えば部落に対する結婚への忌避意識や、住宅を選ぶ際の忌避意識とどう関連するのか見ていきたいと思います。

資料2項番7の提案について、項目を復活させる、もしくは充実させるという意見についてはいかがでしょうか。

【委員】

六曜について、ほとんどの方が仏滅等は気にしなくていいと考えている傾向なのであれば、あの世や来世という聞き方に変えていくことに異論はないです。懸念として、「あの世」は道徳的で一般的な使い方をしていると思いますが、「来世」となると、少し仏教的な要素が加わるのではないかと思います。例えば、仏教的なことを信じている方が、来生があると信じていると回答した際、それは迷信だと分析することは違うと思います。超えるものに従ってしまうということは理解できますが、宗教問題と偏見は違うので、この「来世」という言葉があまり良くないのではないかと思いました。仏教の否定にならなければいいなと思いました。

【会長】

今いただいた意見については、事務局と相談したいと思います。

【委員】

アンケート実施後どのように集計をしようとしているか、全体像を教えてください。

【事務局】

集計方法について展望をご説明いたします。全体として3000名の市民の方に対して調査を実施した後、クロス集計を含めて結果分析したいと考えています。男性や女性、各年齢層、人権課題の当事者といった属性、ある設問にどう回答した方が、別の課題にどのような意見を持っているか、他の人権問題についてどう考える傾向があるのかを前回と同じように集計したいと考えています。そして、本市で取り組むべき施策の方向性を知ることができるような調査にしたいと思います。

**【会長】**

それでは次に項番 8 に移ります。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは項番 8 について説明いたします。

項番 8 について説明

**【会長】**

皆様いかがでしょうか。

私としては前回調査との比較をしたいと考えています。資料 1 調査票案の 3 ページについては、NHK の放送文化研究の調査を入れています。1973 年から調査が行われてますが、実際、正確に答えられる方は非常に少ないという結果になります。憲法で国民の権利として決められているものは、1 番と 5 番と 6 番のこの 3 つになります。この 3 つを正確に選んだ方は、前回調査では 2 割に達しませんでした。権利理解が非常に低いという結果が出ましたが、正しく理解している方と正しく理解していない方を比べると人権意識が非常に違うという結果が出ました。この設問を正確に理解している方は非常に人権意識が高いという結果が出ています。つまり、権利についての理解を深めることが、人権意識を高めることに繋がるという教育啓発の課題が出ると考えますので、前回比較をしようとした場合、今回選択肢を増やさない方がよいと考えます。

**【委員】**

項番 7 に誰もが幸せになるという幸福追求権を追加する提案については、項番 5 の人間らしい暮らしをするという設問に一部意図が被るように思いますので、前回比較するという観点とあわせて、必要ではないと私も考えます。

**【会長】**

それでは原案のままでよろしいですか。

【委員一同】

反対意見なし

【会長】

それでは項番 9 に移りたいと思います。事務局からよろしくお願ひいたします。

【事務局】

項番 9 について説明

【会長】

ご意見ありますでしょうか。補足になりますが、今回は資料 1 調査票案 11 ページに同和地区内の物件に限定して聞いており、かつ今回初めて避ける理由を問うてはどうかと考え作成しました。これまでの市民意識調査では、避ける理由を聞くことはあまりなく、前回調査にあるように、様々なものを挙げてそれについて避けるかどうかを問うことが多かったです。今回、避ける理由を聞くにあたり、それぞれの状況について避ける理由を聞くと膨大な項目数になると想え、同和地区に限定しました。また、前回調査票の 9 ページの⑥「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」という設問については、資料 2 調査票案 13 ページの問 14⑩に移しています。私としては項目が増えるので、案の通りとしたい気持ちがあるのですがいかがでしょうか。

【委員】

私も最初ページが増えるのは問題ないですかと意見を示しましたが、理由を深く聞き分析する意図があるのであれば、様々な状況すべてを聞かなくともいいと思います。しかし、ここではいわゆる施設コンフリクトと呼ばれる迷惑施設を避ける意識を聞いていますので、例えば、住宅を購入する際に低所得者層が住んでいる場所は避けるという設問を残していることにも意図があるとは思いますが、岸和田市の中で、このような事案や懸念があります、というような事柄があるのであれば、1つ 2 つこの様々な人権の設問に追加するような検討をしてみてもいいのではないかと

思います。次回までにご検討いただければという意見です。

【会長】

よくわかりました。事務局と検討したいと思います。

続きまして、項番 10 について事務局からお願いします。

【事務局】

項番 10 について説明

【会長】

項番 10 について、ご意見はございますか。

10 年ぐらい前に豊中市と加古川市で「携帯電話やインターネットによる人権侵害」について調査したことがあります、8 割から 9 割の方が問題であると回答していました。特に 4~9 番については 9 割程度が問題だと答えた結果が出ており、項目による差はそれほど見られませんでした。今回この設問を戻すと、前回と同様に「問題である」という回答が大半を占めるだけではないかと思います。提案のある設問は大多数がしてはいけないだろうと思うような内容ですので、増やすとするともう少し意見が分かれるような設問を入れる方が分析しやすいと考えます。

こちらにつきましても、事務局で検討させていただきます。

項番 11 につきまして私から回答いたします。項番 11 につきましては表記の問題ですが、同和地区を、被差別部落（同和地区）としてはどうかというご提案ですので、事務局と詰めたうえで採用するとなると他の箇所も書き換えたいと思います。こちらも事務局と会長で検討するという事で、一任していただけますでしょうか。

【委員】

反対意見なし

【会長】

同様に項番 14 も同様の提案でございますので、項番 11 と 14 について事務局と

検討したいと思います。

それでは 12 番について事務局からよろしくお願ひします。

【事務局】

項番 12 について説明

【会長】

項番 12 番についていかがでしょうか。

【委員】

問題の解決の展望という点であれば、部落問題についてどうしようもないとか、時間がたてばなくなるよというような考え方というのは部落問題特有のこともありますし、その他様々な人権課題に共通する部分もあると思います。よくあるのは、それは役所の仕事だ、役所が取り組んでくれたらいい、といった意見が散見されることです。自分が取り組むのではないという意見を持っていらっしゃる方もいると思いますので、部落問題だけではなく、人権問題への展望、解決への展望を設問として聞いてはいかがかと思います。ここで結論が出る話ではないので意見として申し述べさせていただきます。

【会長】

どうもありがとうございました。前回調査の問 10 を復活させるというご提案でしたが、例えば、今回の調査案問 14②から④が部落問題に関する設問ですが、ページに空白がまだありますので、2 問くらい設問を追加することはできると考えています。どのように対応するかは事務局と検討いたします。

それでは項番 13 について事務局お願ひいたします。

【事務局】

項番 13 について説明

**【委員】**

問 17 について、追加で「岸和田市の手話言語条例」を載せて欲しいと思っています。理由は、岸和田市の手話言語条例がどのくらい普及しているのか数字が全く出ていないからです。それを数字化する意味で、今回入れて欲しいと思っています。

**【会長】**

先ほど申しました通り、十分入れるスペースがありますので、入れたいと思います。よろしいでしょうか。内容まで知っている方がどのくらいいるのか、聞いたことがあるが内容まで知らないという、3段階で聞くことで具体的な数字が出ますので、良いことかと思います。

他にどうでしょうか。

**【委員】**

今回の調査票は高齢者と障害者の設問が一緒になっていますが、前回のように分けたほうがいいと考えています。もう1点、障害者に対して見えない部分についての差別的な考えをどうするのか、私もう少し設問の文章を考えたいと思いますが検討したい設問があります。例えば、聞こえないだけで飲食店やテニススクール、市民プールなどを断られことがあります。聞こえないということだけで断られたりする問題について、問いたいと思います。聞こえない人は、様々な場所に行っても手話通訳がなければ、結局参加できないし、お願いしても断られことがあります。自分で手話通訳を連れて来てくださいというようなことを言われます。そのような内容をうまく質問に入れたいのですが、いかがでしょうか。

**【会長】**

まず1点目の、高齢者と障害者の設問を統合した理由について回答します。本来それぞれ別の人権課題ですので、分けるべきですが、高齢者と障害者それ分けようと、「そう思う」等の文言のスペースが増え、この2つの課題で2ページになってしまいます。誠に勝手な都合ですが、人権課題の中で、何と何を統合したら良いか検討したところ、提示している案の通りになりました。例えば同和問題と子ども

の人権を一緒にするのは、非常に違和感を持たれるかと思います。勝手な判断ですので、問題がある場合は再度ご指摘いただきたいのですが、今回はペースをできるだけ増やさない工夫を考えたことが理由となります。

2 点目については、手話通訳の問題ですが、手話通訳がいなくても利用したいと要求することは当然の権利だと思います。場面を想定して、「手話通訳がいないので利用できないのは仕方ない」などの設問を作成してこの問8に入れたいと思います。その場合、表現方法としては「耳の聞こえない人が」という表現が良いのか、「ろうあ者」という表現が良いのかどちらでしょうか。

【委員】

「聞こえない、聞こえにくい」という表現がいいと思います。

【会長】

事務局と検討して、設問を作りたいと思います。どうもご指摘ありがとうございました。

【委員】

先ほど問17に2.3問増やすことができるとおっしゃっていましたが、資料2項番13で提案のあったとおり①世界人権宣言というのを入れてほしいです。岸和田市でも人権週間には人権を考える市民の集いを行っておりますし、知っているか知りたいです。そしてもう1問、子どもの権利条約について、可能であれば入れていただけると嬉しいです。

【委員】

最後のページに用語集がありますが、その中で私一番気になるのが「ニューカマー」という言葉です。調査票案4ページの質問で、ニューカマーの外国人と表現されおり、令和2年度にも同様に注釈がありますが、令和2年度はどのような説明をされたのか教えていただきたいです。

今回、用語集の説明を拝見すると、ニューカマーとはもともと広い意味があると

思いますが非常に狭義の意味で書かれているように思います。多くの問題ではなく課題と表現されていますが、新しい外来語を使用することで、問題のある外国人が多くいるようなネガティブな方向にとらえられないか心配です。そして、この用語はどこから調べてこられたのか教えてください。

【会長】

今のご質問について事務局からお答え願えるでしょうか。

【事務局】

用語集についてのご質問に回答いたします。

この用語集ですが、令和2年度の調査実施時も、基本的にはこの内容と同じものをつけておりました。今回質問項目につきましては、基本的に前回調査との比較のため前回調査票を踏襲する方針でしたので、用語や表現などにつきましては、前回調査のものをそのまま使用しております。

事務局からも資料2項番3で用語集のボリューム感について質問をしておりますが、今おっしゃっていただいた通り、用語集のボリュームや説明の内容、理解のしやすさなどにつきましても重要であり、わかりにくい表現である場合は別の言葉に変えることも必要だと思います。例えば、在日外国人と言うと、以前は韓国・朝鮮籍や中国国籍の方をイメージされていたかもしれません、今はベトナムや別の国籍の方を思い浮かべられたりする方もいらっしゃるかもしれませんので、このあたりの表現につきましても、このように変えたほうが良いというご意見ございましたら、教えていただけすると非常にありがたいなと考えております。

【会長】

少数者の方が身近にいますか、と聞いて身近にいると答えた人と、いない、わからないと答えた人と人権意識にどのような違いがみられるかを知りたいと考えています。特に忌避意識について、少数者の権利についての理解度にどう差が出てくるのかを見るのがねらいです。その際、外国人と大きく括るのではなく、在日韓国朝鮮人と、その他の外国人とを表現を分けたいと思い、その他の外国人を表すため

ニューカマーという言葉を前回使用しました。ニューカマーという言葉自体は 1990 年代ぐらいからよく使われていたのですが、最近はあまり言われなくなってきたので、そのあたり少し考えたいと思います。

今後の予定ですが、この調査票を確定して配付する時期を事務局からご説明いただけますか。

#### 【事務局】

市民意識調査の実施時期につきましては、10 月の中旬から下旬を予定しております。3000 件の市民を対象に発送をさせていただき、その日から 1 ヶ月間の回答期間を設けたいと考えています。その後、調査票の回収を行いまして、2 月に改めて審議会を開催したいと予定しております。その審議会で意識調査の結果についての結果案をご報告したいと考えております。本日の審議会が終わりましたら、会長と事務局で調査票案を一部修正後、第 3 回目の審議会で、調査票の再調整案をお示ししたいと考えております。時期としては、9 月の上旬に開催したいところですが、調整を考えますと 9 月の中旬ぐらいになる可能性もあります。第 3 回審議会の日程調整をした上で、皆様には調査票の再調整案をご覧いただきまして、そこで調査票案を確定したいと考えております。確定後も微修正がありましたら会長と事務局にお任せいただけるのであれば、修正させていただいた上で、最終 10 月の中旬から下旬での調査を実施できるようにしたいと考えております。

#### 【会長】

そうしましたら、本日も時間が参りましたので、伝えておきたかった事項や後で気づいたことがありましたら後日事務局にお知らせください。今月末ぐらいまで良いという事でしょうか。

#### 【事務局】

今回の審議会後 8 月中旬までに調査票案を作成して、9 月に第 3 回目の審議会を開きたいと考えています。今回資料については 2 週間を切って皆様にお送りしたこともあり、皆さまに見ていただくお時間が少なかったように思います。つきまして

は、次回審議会を 9 月中旬に開催するとした場合、上旬には資料をお送りする必要があると考えます。以上の理由から 8 月 20 日を目途に案をお送りいただきたく存じます。20 日を超えた場合でも、次回審議会において追加のご意見を紹介させていただきたいと考えております。

【会長】

それではもしお気づきの点がありましたら 8 月 20 日までに事務局にお知らせください。それでは以上で議事について終了したいと思います。ありがとうございました。